○農林水産省告示第千七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県武雄市若木町大字本部字野々瀬四一八五・四一九六・四一九七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県西松浦郡有田町下山谷字竹ノ上甲二一二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県佐賀市三瀬村藤原字天塘二九四一の二、二九四一の五六、二九四一の六四、二九四一の六六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県大町市八坂字小谷沢一一六三の一、一一六三の二、一一七六の二、一一七六の一一、一一七七、一一七八、一一九八の一、一一九八の七、一一九九、二六五六のイ、二六五七のイの一、二六五七のイの二、字北うら一二四五、字神出二六五六のロ、字家ノ下九七一三、九七四一、字家下九七一四、一三八五六、一三八五八、字向ヒ九七一五から九七一八まで、字南沢九七一九、字池下九七四〇のイ、字矢田川九七五〇、九七五一、字越地九七五三、九七五四、字横扇九七六一、字抜ケ谷九七六二、字家うら一三八五七、字兎久保一二九八四、一二九八五のイ、一二九八六、一二九九七のイ、一二九九七のロ、一二九九八のイ、一三〇〇三のロ、一三〇〇五のイ、字山ノ神裏一三〇〇五のロ、字ドロノ木六九八九、六九九〇のロ、七〇四四、字細入七〇二六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小谷沢一一六三の一、一一六三の二、一一七六の二、一一七六の一一、一一七七、一一七八、一一九八の一、一一九八の七、一一九九、二六五六のイ、二六五七のイの一、二六五七のイの二、字北うら一二四五、字神出二六五六のロ、字家ノ下九七四一、字家下九七一四、字向ヒ九七一六から九七一八まで、字南沢九七一九、字兎久保一二九八四、一二九八五のイ、一二九八六、一二九九七のイ、一二九九七のロ、一二九九八のイ、一三〇〇三のロ、一三〇〇五のイ、字山ノ神裏一三〇〇五のロ、字ドロノ木六九八九、六九九〇のロ、七〇四四、字細入七〇二六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百二十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月五日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

路線名　供用の区間　国土交通大臣　太田　昭宏

常磐自動車道　福島県双葉郡浪江町大字室原字八龍内一六一番二から南相馬市原町区信田沢字八反田三一番二まで　供用開始の期日　平成二十六年十二月六日十五時

○国土交通省告示第千百二十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月五日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

路線名　供用の区間　国土交通大臣　太田　昭宏

常磐自動車道　相馬市山上字山岸四五六番二から宮城県亘理郡山元町大字中平八九番二まで　供用開始の期日　平成二十六年十二月六日十五時

○国土交通省告示第千百二十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月五日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

路線名　供用の区間　国土交通大臣　太田　昭宏

常磐自動車道　宮城県亘理郡亘理町逢隈高屋字新谷地一四一番三から同県亘理郡亘理町逢隈高屋字石堂東二九番一まで　供用開始の期日　平成二十六年十二月六日十五時

○関東地方整備局告示第三百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百九十八号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市菅野五丁目一七四二番一から同市菅野五丁目一七五六番地先まで	前	六一・〇〇～七五・七二メートル	〇・一三四キロメートル
	後	六一・一一～七九・三六	〇・一三四

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市菅野五丁目一七四五番一地先から同市菅野五丁目一七五六番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月五日